

第十五回 参議院農林委員会會議録第十四号

(二三五)

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)午
前十一時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
徳川 宗敬君
三橋八次郎君
東 隆君

委員

池田宇右衛門君
石原幹市郎君
西山 亀七君
宮本 邦彦君
加賀 操君
楠見 義男君
藤野 繁雄君
羽生 三七君
小林 亦治君
岡村文四郎君
青木 正君

衆議院議員

政府委員

農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農務課長 清井 正君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 会専門員 倉田 吉雄君

説明員

農林省農地局管理課長 河井大治郎君
農林省農地局建設課長 小川 孝君
農林省農地局排水課長 小川 孝君

本日の会議に付した事件

○連合委員会に関する件

○湿田単作地域農業改良促進法案(衆議院送付)

○委員長(山崎恒君) 只今から農林委員会を開きます。

最初にお諮りいたしますが、農林漁業金融公庫法案について、大蔵委員会のほうから連合委員会を開会して頂きたいというような意向がありますが、これは如何いたしますか、お諮りいたします。

○楠見義男君 会期も非常に切迫しておるときでありますから、できるだけ能率的に各委員会は審議を進めて行かなければならぬと思うので、従つて米の各種奨励金に対する免税措置の問題も大蔵委員会にかかつておりましたのを、我々農林委員会は連合委員会の申入れを遺憾いたしまして、先般御決定頂いたように、農林委員会としての申入れ書を出すと同時に、委員長或いは私参りましてその趣旨の説明をする、こういうようなことにしたのも、最初に申し上げたように、委員会の審議をできるだけ能率的にやろうというのが目的なわけなんです。そこで只今委員長から御提案になりました農林漁業金融公庫の問題についても、当委員会としては、やはり会期の関係からいつても、できるだけ速かに、その採決の結果は別といたしまして、審議を促進したい、こう各委員とも熱望せられておることと思つたので、連合委員会を開いてそれで或いは半日或いは

一日、この貴重な会期切迫のときに費されることが、この委員会としても甚だ苦痛とするところだと考えますので、できれば大蔵委員長がお見えになつて、大蔵委員会の御意向をここで述べになり、或いは又質疑をせられ、或いは大蔵委員長の代理のかたがお見えになつてそういうことをなさる、こういうことにお取計らい頂きますれば非常に都合だと思ひますので、私は連合委員会反対というふうな意味ではありませんが、審議を促進する意味において、連合委員会を開かなくともその効果が達せられる方法が、今申し上げたようにあるわけでありまして、この際はそういう方法でお取計らいを頂きたい、こういうことを希望申し上げますと同時に、又意見として申し上げます。

○岡村文四郎君 今楠見さんから御意見が出ましたが、私もその通りだと思ふのです。そこで大蔵委員会のほうでも御意見があればそれを率直においでを願つて、お話を承れば、連合委員会と同じような効果があると思ひます。そういうふうなことで諮つてもうかがうことが一番いいことだと思ひます。

○委員長(山崎恒君) 如何に如何でございますか。只今楠見さん並びに岡村さんから連合委員会に代るような措置も、大蔵委員長なり大蔵委員の代表のかたに来て頂いて、ここで意見を述べてもらうという方法で、あちらの大蔵委員会のほうへ連絡をするというふうな措置で御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(山崎恒君) それじやそういう方法で大蔵委員会のほうへ御回答申上げるといふことにいたしたいと思ひます。

○委員長(山崎恒君) 次にいま一つお諮りをいたしますが、農山漁村電気導入促進法案について、通商産業委員会から連合委員会を開催されたいとの申入れが参つております。この件については如何の取計らいをしようか。

○楠見義男君 その件につきましては、農林漁業金融公庫におけると同様のお取計らいをお願いしたいと思います。

○岡村文四郎君 私も楠見さんのおつしやるように、前の取扱と同じようにしなければ、片つ方の措置だけではいかんと思ふ。

○委員長(山崎恒君) では農山漁村電気導入促進法案についての連合委員会の申入れに対しまして、通商産業委員会のほうに大蔵委員会と同様な方法で、委員長なり、或いは代表のかたに来て御意見を述べて頂くというふうなことに御回答申上げるといふことにいたすことは御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(山崎恒君) ではさうに取計らいます。

午前十一時十二分速記中止

午前十一時四十分速記開始

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。それでは暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後二時三分開会

○委員長(山崎恒君) それでは農林委員会を開会いたします。

本日は湿田単作地域農業改良促進法案、これは衆議院のほうからもうあるさうでありますので、本日質疑を行います。月曜日に採決の点まで持つて行くように一つ御勉勵願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 議員提案という法律で、ちよつと困まつてしまふのだが、議員提案となつておつても、役所のほうで大体作成をして、名義を替えただけですから提案者にお尋ねすると相済みやうな場面がたふさんありまして、甚だ残念でございますが、これは制度の欠陥と言ひますが、今まで議院のほうで議員提案とする組織があれば、どうも止むを得ませんからお尋ね申上げます。今審議しようという湿田対策に対しまして法律は、非常にいい法律で、私ももの心覚えてから何とかならぬものかと思つておつたのでございまして。そこで問題は土地改良で幾らでもできるのにやれないのが金の問題、又そこまで政府がやるかやらんかわからぬのですからいいけなかつた。今度食糧増産計画ができました。相当多額の金を要することになつておる。これもその分からとればいいので、それでやつて行くことになれば、食糧増産五カ年計画の一部に入つて行くと思ひますが、こういう非常ないい

つて行くという政府のほうで自信があるかどうか。実は残念なことには、簡単にこの法律が通りません、非常に百姓にただ人気取りに言つたようなことになつて残念です。私は急傾斜地の問題でも、衆議院の選挙の前で月でしたか提案者の人がたが、選挙の人気取りにやるのじやないかということまで言つておりました。ところがそうじやなくて、あの人は完全にやつてくれたが落選をしましたから、人気取りでなかつたことは間違いないので、本当にやつてくれました。百姓が、これはいい法律を作つてくれたということになる

と、この効果をはつきり現わすだけの自信がないと、我々は審議をし、通すことはできません。殊に今地盤におりますが、参議院の農林委員会は非常に面倒なものでして、昔からなかに熱心なやつてくれるのでございしますが、近頃大分弛んで参りました。前から、予算の裏付けのない法律は作ることはならん。百姓が一銭でも損をするような法律は一つも通さないという建前でやつております。私は最近まで随分長い間、今までやつて来て知つておりますが、今はやつて来て知つておりますが、この法律だけは各委員とも補助率まで突きつめて、そうして何割まで取れる。類のことは別です。総額のこととは年によつて違ひましようが、それも本当はきめてもらいたいと思つております。それは全体の事業量がわからんと、総額はきめられぬと思ひますが、その補助率だけはどうしてもこれをあげる時分におきめを願つておかないと、又急傾斜地帯と同様になると思ひますが、先ず政府の本当の肚を、今考えておるこれ以上は出ないとか、これ

なら取る自信があるとかいうことを一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

○説明員(小川孝君) 今の補助率の問題でございしますが、私どももいたしましては、灌漑排水につきまして五割乃至四割、五割と申しますのは、機械を使ひます場合に限つて五割、そのほか暗渠排水、客土耕整地等については三割の補助ならば割合がつくのではないかと、こう考へております。尤もこれはまだ大蔵当局とはつきり灌漑排水地帯に對しての補助率を打合したわけではございません。

○岡村文四郎君 突は道路がございしますが、農道が、これは非常に金を食ふことなであります。私はできればこゝういふ所はコンクリートにしたほうが一番よい。そうすると灌漑田でございしますから排水に便利なのであります。併しこれは非常に金を食ふことではないといふことになると、どつちつかずといふことになつて困ります。今機械を使う部分は大体五割であつてはまあそれ以下にするようなお考へてございしますが、機械を使う工事は、五割ではやれと言つてもできないと僕は思ふ。そこで幸ひにしてそれを揚げてその水を、水車を作るなりまあ細かい水路を作るなりすることができれば、これは又變つて参りましようが、単に揚げるだけであると相当な金がかかると思ひます。で、現在農地が陥没して、だん／＼水量が増しまして、今動力で揚げておりますが、ところが動力が弱いものですからこれは灌漑田で行くよりほかありません。併し一毛作しか取れないのですからとてもこれでは駄目です。そうでなくて本當に動力にす

るならば、立派な動力で完全に揚げるようなことにしないといふ困るのです。雨の量がきまつておりませんから、例えば長良川の所でありまして、雨量が大體十年、二十年、三十年のこの雨量の平均を取つて、これなら間に合ふといふ機械、動力があるんですからそのようなのをつければ駄目です。これは雨量によつて違ひますから、雨量の多いときなんかの動力は常の大体倍くらゐのを持たなければいかんと思ひます。そういうわけでこれを本當にやるのならば、動力の場合の補助を五割では、何千町歩でもあれば別でございしますが、そうでないと又負担がかかる。それからいつて金融の途も開けていない、これでは駄目です。工事について政府の助成と金融の途がつけばもういいのです。これさえつけばもういいのにきまつておる。これに反對するやつはおかしい。元農林委員のかたならば双手を挙げて賛成する法律なんです。長い間非常に不利を感じ、増産をしないで来た所が二毛作取れるようになるわけですから、そこがはつきりしないと、我々はあとになつて困るので

す。それが明確にならなければ審議する必要は殆んどないと思ひます。その問題さえきまつたといふとすら、通る。今私の言うようなものでは又怪しいので、そんなことでは恐ろしく又あの急傾斜地帯と同じようになる。私は急傾斜地帯の問題のときにも駄目だとはつきり言つたのです。当時、法律を通しても実行できないからこれはいかん、そういうことでは非常に困難だから、これは単なる機嫌になつてはいかんと、又我々は国会で審議をし、議決をする時分にそういうものを通したの

ではないかと言つて非常に反對したのです。ところが予算の裏付けをするといふ、それならこれはもう何も言うことがないといふので通したのであります。あのときに予算の裏付けがないから通さんといふので池田大蔵大臣を四回ばかり、来ないので四回ばかり呼んで漸く引つ張つて来て聞いたら、予算の裏付けをするといふ、それならといふので通したが、僅かに補正予算で一億四千万、これではしようがない。ところが初めに補助率をきめておらないので今苦勞しておるが、農林省のほうでも困つておるが、今度又そういう考へでこの法律を通過させても事業は十分にできない。又不便が出て来て困る。これは提案者なり説明員のほうで、君はそういうが、こゝういふ方法でやつて行く、例へば何町歩に水がこれだけあつてそれを出すにはどうする、普通の場合はどうで、雨量の多いときは動力でどうして、それに對する経費はどうかだ、こゝういふ説明がなければ納得できないのです。その経費のことさえわかればいいのですから、それを御説明願ひます。

○説明員(河井大治郎君) 補助率の点につきましては、先ほどかんがい排水課長が申上げましたが、只今の岡村さんのお話は、要するそういうものでは十分効果をあげる事業を実施すること

が困難な場合があるだろう、こゝういふお話であると思ひます。その点は私どもも全くその通りだと思つております。ただ補助率をきめまことにになりまして、どうして一つの線を引くと申しますか、つまりはこゝういふ種類のものにはこゝういふふうなことで裁量いたして参りました。ところが今のお

話に出ておりますようなものは、極めて特殊の地帯について行くといふことになりまして、特殊の地域ごとに、その事情に應じて補助率が或る程度上げ下げできますようなことになりまうといふと思つておりますけれども、現在予算で編成いたしまするし、又実施をいたしておりますことは、画一的と申しますといささか諸弊がございしますけれども、やはりこゝういふ一つの基準を出して参りまさんと、一つ一つのものに個別にきめて行くといふことができないといふことがございします。で、先ほどお答へいたしましたように、機械を用いるものには五〇%、その他は四〇%といふふうな計画をしておるわけがございします。只今岡村さんの計画も併せていたすことになつております。そこで資金の計画をいたします場合等につきましては、補助率、補助を差引きました地元負担に對しまして、計画の際に特にこゝういふふうな現金支出と申しますが、機械等でこゝういふ支出を多く要するもの、こゝういふもの、その地元の努力を以て或る程度事業ができますもの、こゝういふものを勘案いたしまして資金の融通を圖つて補ひをつけて行く、かようないたし方を今日までいたしておるわけでありまう。ほほそういう方面で今後の運用をいたすことにならうと思つておるわけでありまうけれども、こゝういふ法律ができまして、その特殊の地域について更に実態を明らかにされまして、計画が定まつて行くことに対応いたしましては、こゝういふ面において更に又補助率等の点を一層有利に展開せしむるような足場にもなる、こゝういふことである

うと私も思っております。

○岡村文四郎君 役所のほうで提案しているのじやないですか、その調査ができておるかどうかわかりませんが、全国の湿地反別は出して来てはおりますが、今のお話を聞くと、動力を使うような部分もあろうかというお話でございますが、私はそうではなくて、今の湿地と称して残っている部分は、大体においてそこまで考えて行くのではなくて、この法律の効果は幸がらな、それは幾ら百姓が鈍感で我が我のような馬鹿でもできる限りの、できるだけの水のけをやっておりまして、そうして今日までやっておるのでございまして、相当の動力を使う困難な工事を行わなければいけませんという面が非常に多いのだらうと私は実は考えております。そうするとあなたごたの意見と違ふわけですね。そこで本来ならどこどこは動力でやるべきだ、ここここはこれで行くんだ、こういうことになればいいのであります、形は議員提案でございまして、議員のかたはそこまでお調べにならなければいけませんと思ひます。ですから排水が長くてもそれは又考えられましようが、恐らく長い排水の途中で動力を使わなければならぬようなことが大かた多いと思ひます。まあ私が通つて見た所は殆んど工事が残つてゐるのです。隘道を設けなければならぬ所もありましようし、動力もありましようし、今のお話のような、たまにはあるというようなお話ならこれは非常に私は困難になりやせんかという見解を持っております。ですから最初から非常な無理な工事ばかり残つておる。つまり大蔵省と

どこまでお話になつてゐるのか存じませんが、大蔵省と打合せをしてあると思ひますが、大蔵省はどう言つておられるか。若し他の補助率の平均で急傾斜地のようなことを言つておるのなら、これはとても騙すようなことになつて私は非常に実施が困難ではないかというところが考えられます。そこで市町村の計画も立つようになつておられます。それはその通りなんですね。あとのことは何もう、多少の法律というものの部分のき方については議論もありましようが、事業自体については恐らく一人も反対はないと思ひます。だから本筋は私が申し上げてゐる通りに事業がどうして行われるか、どこまでやつてくれるという腹を持つてゐるかということ、それがはつきりするかどうか、如何にも簡単に提案された議員のかたに感謝するだけであつたと思ひます。この法律ができれば、ここでは皆農業に対しては専門家がかりでございまして、しやべりしな人がどう考えておられるか。肝心なところをもう少しお考え願ふと、あなたがたのお考えのようになつてゐる所もあるだらうというやうなことで余り甘く考えないで、そうしてやつてもらつたほうがいいのではないかと。今横見君が来ておられるが、間もなく来るでしようが、なか／＼綿密に調べられておられます。それで調査が出ておられますが、あの中でお話のうらひはどうせねばならぬかというやうな、お考えもわかつておられますが、例えば各県ごとには湿地の面積がどのくらい、それでもう心配ばかりしてゐるの、あとのことは大賛成ですから、もうちつと何と言ひますか、成るほどなあと、いふことを伺へればそれでいいと思ひます。

○説明員(河井大治郎君) 先ほど私がお答え申し上げました中で、言葉が足りなかつたやうでございまして、動力等を要するものは稀にあるだらうというふうな考え方をいたしておるのではございせんので、お話のように改良すべきであるけれども、改良が困難であるためにおき今日湿地の状態が残つておるものが実施であるやうというふうな認識をいたしておるわけではございませう。ただ湿地となつておられます。本来湿地排水は可能であるけれども、排水をいたして完全にしますと春の植付けの水に困るので、わざ／＼早くから湿地の状態にして灌水にしておくというふうなものもあるわけではございませう。そういうものについては一方において灌漑の施設を併せ考え、湿地排水もでき灌漑もできて完全にできるといふふうなものもあるわけではございませう。そういうもの等も当然計画をされまして、農業技術、そういうことによつて完全化されますと共に、農業技術の改良も併せ計画をして効果を挙げようという方向で実施をすべきものでございまして、補助率をどの辺まで上げるかというところから見ますと、先ほど来お答えを申し上げておる程度でございませうけれども、具体的には実は補正予算等のときにまだこの法案が出ておられませんので、大蔵省とその点の交渉を実はまだいたしておらないわけではございませう。具体的には法文に基くものとして補正予算に関連はいたしてゐないわけではございませう。来年度の予算の中におきまして、現在出ておりますやうな適用するべき予算があつて、特殊立法以外のもの予算が相当あるわけではございませう。そう

いうものがこれに当てられる一部となるわけでありませうけれども、単にそういうものでなしに、又こういう法律がありませうれば、その上にプラス・アルファとして加つて立証される、こういうことになるべきであらうというふうな考へておるわけではございませう。それで調査のほうに出ておられますものに対しての事業の内容でございませうが、或いは岡村さんのお話は灌漑排水を要するやうなものの中で機械と申しませうが、動力によつて排水するものとその他のものとどのくらいになつておるかというお話であつたかと思ひますが、それでございませうと、すぐと資料をお出しなしかねておりますけれども、お手許にも差上げてございませうと思ひますが、灌漑排水としてはこのくらいの面積をやる、それから暗渠排水ではこういうふうな面積をやる、客土としてはこういうことをやるという一應の計画が数字というものを示しておる程度でございませう。

○岡村文四郎君 提案者に甚だ申訳ありませんが、お聞きしたいと思ひます。どうも百姓というものは私初め鈍感でさつぱりうまくやらないのですが、いろいろな法律を通して、そうして何とかしようというので政府も我々も努力しておるわけでありませう。ところがこの二毛作の取れる地帯で、二毛作をどうして取らんのかという調査をやつたところ、今日も行つておりますが、これを実施しようという時分にはどううまい、これはうまいものだと思ひます。うまい感じは満足せんと思ひます。思ひます。ですから簡単なことならできませんが、前にも申し上げましたやうに非常に難儀な事業ばかり残つておりますので、そうすると折角御努力してもやらなければ何なりませう。二毛作取れる所で二毛作を取らんという所は関東平野に一番多い。ですからこれはいろいろ事情がございませうが、むしろこういうものに金を入れる先に、そういうものから征伐したほうが増産になりせんかという感じを持つております。反対ではないが、近頃たくさんいろいろ／＼な法律を出してもらつて審議をし、可決をいたしておられますけれども、実施の上には、本当は百姓が助かつたやうなものはないか／＼ございませう。積雪寒冷地帯のほうが一番先でございませうが、どうも何らかのその見合ひのやうに出て来た感じがしてしやうがないのであります。我々はそういう感じがなくて、出して通過いたしておられますが、併し地元について見ますと、全く国としては恩典があると思へるのに、百姓のほうにはちつとも喜んでおりません。文句ばかり言うてしやうちゅう催促ばかり受けますが、これはそれと違ふのです。あれはやつてやれないことはないが、こうしてやれば増産するだらう、こういうところが大かたでございまして、これはまるであつたやうな所を完全にしようというのでございませうが、そこで繰返して申しますやうに、お蔭あるものだ、これは我々もやれる、こういう感じを与えるやうでないと、なか／＼困難ではないかと思ひます。○衆議院議員(青木正君) お話の通りであります、実は国の施策が、どうにやうな問題につきましても何らかの手を打つてやらなければならぬと

思うのであります。又財政が豊かであれば、当然こういう問題もすてに手を打つておつたと思ふのであります。私どもこの法案を作りますに至りましたは、或いは役所の内部事情等もばらすことはどうかと思ひますが、率直に申しますと、二十七年予算で、御承知のごとく食糧増産関係の公共事業費を二百十五億取つたのであります。ところが、このうち食糧増産に費した、例へば暗渠排水、こういう問題につきまして、何とかしてこの機会に食糧増産の面から考へて、又こうした特殊な地帯に對する農家のため、農業生産に幾らかでも国として手伝ふべきだ、こういう考へから、できるだけそうした地帯に暗渠排水等の費用を出すように、ということを実は大蔵當局と、私どもも農林省事務當局に協力しまして、いろいろ折衝して来たのであります。ところが、そのときの感じ、それから大蔵當局の意向等を承りまして、何分たまたまごまを振りかけたといふか、全面的にやるといふことになりまして、財源が足りない。そこでどうして、特に必要な所だけ重点的にやる必要があるのではないか。然らば特に必要な所はどうかということになりますと、何か一つ法律がないということ、大蔵省としても出したくも出せない。こゝも出す、而も出す必要もないものに出すといふことになつてしまつと、少い金で効果的にやることもできなくなつて、特に必要だといふ所にやればいけないし、そのためにはやはりこの立法措置、法律の裏付けがあることが最も肝要ではないか、かように私ども

もそのときに受けた印象、それから又大蔵省の事務當局の考へ等を承りまして、そういうことが強く印象付けられたのであります。そのことがありましたので、これは雪のほうの地帯が、あの法律が出たから、取除かれた所を救済するといふ点もありましたが、それ以上もつと大きな、私どもこの法案を作るに至りました動機は、とにかく一番必要な所には何とかして国としてもやらなければいかん、そのためには法律の裏付けが必要だということを感じましたので、この法律を何とかして作らう、こういう気持になつて来たのであります。そこで先ほど来のお話の補助率の問題等につきまして、これはまあこの法案が幸ひにして通過いたしましたれば、これに基いて農林當局が大蔵當局とも折衝すると思ふのであります。この法案にも書いてあります通り、審議會においても相当そうした面

に強い発言権があるはずであります。私ども、成立いたしましたれば、この提案者の一人として、権限があるかないかといふことは別問題といたしまして、議員として又農業に關係する者として、側面から農林省に協力して、大蔵省にも強く又は折衝したいといふ考へを持つておるわけでありまして、実は私どもも同志といたし、我々のこのほうの今日までやつて来た者どもといひまして、法律が通る前に大蔵省にそういうことを言うわけにも参りませんから、いざれ法律が通過しましたらば、我々といひましたも、この法案が単に農家に對して機嫌よく申しますか、そういうことのないように、我々もできるだけ側面から、予算の獲得等につきましてもできるだけの協力

をしなればいかん、こういうことを内々申合せしておるような次第であります。甚だ抽象的な答弁を申し上げて恐縮でありますけれども、我々の氣持としては、どうしてもこうしたい法律を作つて、これによつてこれを足がかりにして、あらゆる問題を解決して行きたい、かように存じておる次第であります。

○岡村文四郎君 提案者の氣持はよくわかりました。局長にお聞きしたい。実は是非、議員提案でも何でもいいのですが、こういう法律を出す時分には大蔵省と相談しておいてもらひませんか、実は腹の委員會でできた法律によつて、大分前ですが、そうしたならば池田さん曰く、君が勝手に法律を作つて、あとからでは駄目だ、こういうので、あとからでは駄目だ、そういうので、あつてもない、こうでもないといふ話ばかり、年次割もできておりませんし、年額のものも、おおよそ見ておりましたが、確定しておらんとお見えます。役所のほうで、今度の増産計画にもぐり込んで入れるから、別に大蔵省には相談しなくてもいいだろうといふ氣持でおやりになつたのか、又法案ができたらあとから話をしたい、こういうのでおやりになつたのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問に對して正確な答へに相成るかどうかわかりませんが、只今提出議員のほうからも詳しく氣持をお話になつたわけでありまして、私どももいたしまして、いろいろ農地關係の予算はもとより、私どもの担当いたしております農業改良、或いは指導研究の予算、或いはその他指導普及の予算にいたしましても、無論これはかかる法律の背景を持たないでも重々やつて行かなければならぬことは勿論であります。我々といひましたもそれに努めて参つて来ておるものであります。ただ先ほど来申し上げました通り、農地局のほうからは御説明申し上げました通り、予算は法律がなくとも施行するときはございまして、私ども事務的にこれを執行いたして参ります上におきましては、予算の施行にその裏付けとなる法律があるということが、いろいろな面において極めて有利に仕事をなし得るといふことは確かに言えることと私どもは感じておるのであります。又この際食糧増産五ヶ年計画が一方に計画されまして、これは食糧の増産に關する農地關係の仕事と、耕種改良の仕事と、両方の仕事を併用いたしまして、相当量の増産を五年間にいたしたい、こういうことで進めておるのでございまして、私どもこの法律ができました場合には、食糧増産のために入れたものはその一環としてこれを實施して参らなければならぬことは無論でございます。又増産計画に附帯する施設として実行する分につきましても、附帯施設として実行するといふことに、當然事業別によつて分れるものだらうといふように考へるのであります。土地改良その他のほうの事業につきましても、無論大増産計画の一環としてなされるものといふように考へますが、考へるものは改良施設のほうは、増産計画が米麦中心でありまして、その附帯施設としてそれと共同して進めるべきものであると思ひますが、米麦を増産するといふ建前か

ておる。その他の土地改良、米麦増産のものは計画自体に入ります。こういう意味において申上げた次第でございます。

○三橋八次郎君 湿田生産地帯を解消いたしまして、食糧増産ということに付きましては、この法律は極めて重要なものと思うわけでございます。これを見ますと、湿田単作地帯というふうなことになるわけでございますが、湿田ということも生産力を下げる一つになりますし、又単作ということも、これも農業経営の合理化という点から見ますと障害ある問題であります。この法律で狙っておりますところは、湿田を廃止して、二毛作にして、単作を解消するというところに大きな目的があるのか、単にこの湿田の廃止を行なつて、その地帯の劣悪条件を解消するということにあるのか、その点を一つ……。

○衆議院議員(青木正君) 提案者の考え方といたしましては、単に湿田の排水をよくして、状態をよくするというだけでなしに、進んで二毛作にまで持つて行く、こういうことを狙ひといたしておるわけであります。勿論、二毛作にいたしますにつきましては、労働力の関係等も出て来るわけでありますが、そこでそうしたものを含めた総合的な計画、例えば、仮に湿田が乾田になつても、労働力の関連で二毛作にならんという地帯もあると思うのであります。そういう地帯につきましては、動力機械の導入というふうな面までこの法律では考へて行く、こういう考へでございませう。従つて単作を解消するというところを結局の狙ひといたしておるわけでありませう。

○三橋八次郎君 単作というものの原因につきましては、単に土壌に水分が多いということだけではないのでありまして、いろいろの制約がそこにあると思ふのであります。従ひまして、たとえ湿田を廃止いたしまして乾田にいたしましたとしても、その他の原因によつて二毛作ができない、こういうような地帯に存在する湿田というものは、この法律の中に入らんとすることになるのでございますか、どうですか。

○衆議院議員(青木正君) 二毛作ができないという原因はいろいろ、農林省で調べました調査等もありますが、その原因には労働力の関係等いろいろありますが、基本的には、私は土地状態をよくするように改善して参りますれば、現在の日本の状態から見まして当然それは二毛作になるべきはずだ、私はかように思ひます。又別な面から見まして、日本のように限られたる土地で食糧自給ということを考えるときに、その原因が何であろうと二毛作ができ得るやうに國の施策として、ただ任しておいたのでは二毛作にならん所は、その原因が何であろうと、國の施策として二毛作になるやうに強力に助成して行くべきものである、かような考え方に立つての第九条のいわゆる総合的な計画を立ててやる、こういうようなことを謳つておるやうなわけでありませう。

○三橋八次郎君 単作ということの一番大きな原因は気候のことだと思ひますが、如何に機械力を入れましても、排水を十分にやりましたも、気候の関係で二毛作ができない、そうなつて来ますと、湿田なるが故に、非常に劣悪条件が累積しているにもかかわ

らず、二毛作ができないというゆゑんを以ちましてこの法案から省かれるというやうな場合ができることにならんかどうかというところをお伺ひいたします。

○衆議院議員(青木正君) 気候の関係というやうな自然条件のために二毛作にならんからこれはもう排除するといふやうな考えは、これは湿田地帯の法律が別に積雪地帯の所を除外するといふふうには考へておりませんので、その簡単にできないと思ひます。建前といたしましては、法律の建前は、法文からは積雪寒冷地帯を除くとは書いておりませんが、現実問題になりますと、積雪寒冷地帯はそのほうの法律の適用を受けて行く、かように存するわけでありませう。従つてこの湿田地帯を、これは積雪地帯を除きました土地の湿田というものはすべての法律の現実の問題として取上げて行く、かようにまあ考へております。

○三橋八次郎君 食糧の増産、土地の生産力の増強というやうなことが主要目的だと思ふのでございませうが、こういう地帯に農業をやっておりますというゆる農業経営の劣悪条件というものを改善するといふやうな何か構想がございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(青木正君) その土地の農業経営の改善、これはまあ立地条件等いろいろの条件がありますので一概には言えないと思ふのでありますが、この法律の建前といたしましては、その土地の建前といたしましては、その土地の農業委員会において計画を立てて貰きたい。そしてそのためにはいろいろ、単に農作として小麦、粟種を作る

といふやうな単純な考へ方ではなしに、もつと広く幅を持たせまして、それぞれの立地条件に応じて最も経済的に効果を挙げようといふやうに計画を立てて行くべきだ、又そういう計画に基づいてこの改良計画を立てる、こういうやうな建前でございます。

なお然らば具体的にどういふやうな問題があるかといふやうなことに付きましては、事務当局でいろいろ御研究になつた点もあると思ひますので、補足的に御説明を願ひます。

○政府委員(青井正君) 私ども農業改良の関係といたしまして、只今御説明があつたのでございませうが、更に若干補足的と申しますか、同種の御説明を申上げることにならうかと思ひますが、私からも申上げてみたいと思ひます。

現在のいわゆる全くの湿田地帯におきましては、これは直ちに私どもにおいて直接そこに相当多くの実地技術指導をするといふことがちよつと困難な状況もありますので、まあ考へられますことは、蔬菜を稲作のあとに導入するやうなことを考へまして、極力その土地の利用を節約する。そのために或いは原種圃或いは展示圃、営農試験地を設定するといふことを考へております。何にせよ、全くの湿田はこれは少くとも半湿田にしないてはならない。その半湿田にいたしました場合におきまして考へられることは、先ずこれは何と言つても高畦栽培を主として考へなければならぬことは申すまでもないこととあります。現在試験研究所におきまして、畜力、農機具によりまして、高畦栽培をするといふことが或る程度研究が進みまして、実施の段階

に行つておるのであります。現在に残念ながら全国的にまでという段階には行つておりませんけれども、畜力及び機械力による農機具の試験研究をいたしまして、実地の研究を通じて専ら畜力、農機具の改良普及をいたしますと同時に、或る程度現在実施されておりますところの改良農機具を半湿田に普及いたしまして、極力これを使用するといふことが先ず第一に考へられなければならぬことだと思ふのであります。なおそのほか農作の作物といたしましては、粟種等の共同利用、これは現在或る程度予算措置を講じておりますが、それも考へなければなりませんし、又緑肥作物等の導入を考へますために、原種圃の検査も考へなければなりません。又地帯によつては、原種圃が割合に水稲前作として相当やられておりますので、原種圃のいわゆる繊維製造施設の設置普及といふことも考へなければならぬといふやうに考へておるのであります。まあその他一般作物の耐湿性を更に考究するために試験研究をするといふことも無論必要であるわけでありませうが、要するに私どもといたしましては、完全の湿田は半湿田化としておらつて、半湿田の状態において高畦栽培等を中心として実施する、それから半湿田が乾田になつた、こういう場合におきましては、その乾田化の状況に依りまして、又それに依る作付なり、栽培技術を指導する、かたが、その背景となる試験研究をもこれを順次推し進める。こういうやうないろいろの方策によりまして、土地改良の施策と相呼応して施策を進めなければならぬ、こういうやうに考へております。

○三橋八次郎君 一毛田を排水いたしまして、二毛作にするというようになると、よほど重点を置かれておるようでございますが、湿田を排水いたしまして、半湿田にするということによつて米の生産が非常に増加するということに勿論のことでございます。従いまし二毛作をやらせるといふようなことを重点にいたしまして、この法案を運用なさつた場合におきましては二毛作はできないけれども、排水をやつたために稲作の増収がござましも、それがやると、こういうようなところがやりますと除けるというところがござりますが、そういうような心配はどうでございますか。

○衆議院議員(青木正君) 私たちの氣持といたしましては、こういう土地につきましてはできるだけ二毛作まで行くようにせなければいかんという究極の目標は立つておるわけでありまして、いろいろ労働条件とかその他立地条件もありまして二毛作にならん所はもうどうにもならんから、仕方がないやないかというやうなことは、これは話が余り簡単に過ぎるのじやないかと思ひます。急にそれは二毛作というやうなことはできない所もあるかと思ひますので、いやしくも湿田地帯であつて、それを改善することによつて二毛作はできなくても、米の生産力は高まるという地点につきましては、やはり将来二毛作になる前提をいたしまして、当然取上げて行くべきじやないか、すぐ二毛作にならんからやめるといふやうな考え方を持つておるわけではないのであります。

五六年でその目的を達せられるものもあるでしようし、場合によりましてはそれが劣悪条件が殆んど永久に続くといふやうな地帯もあると思ひます。例へてみますと、新潟県の一部にありまして地帯におきましては農道も整備され、区画も整然としております。併しながら排水は電化排水でやらなければならぬ。そこで雨の多い年などにおきましては、生産費の大部分が排水の費用に取られてしまひますので、米を作つても何ら利益がない。これは即ち湿田地帯における農業経営上の一番大きな劣悪条件だと思ひます。これは即ちこの法律によつて救済するといふやうな方法が考えられておるのかどうか、この点について……。

○衆議院議員(青木正君) お話の地点がどういふ所か、私具體的に存じませんが、或いはお話によりまして、いわゆる湛水地帯ではないかと思はれるのであります。雨が降つたために湿田と申しますか、湛水してやうな地帯は、これは一応この法律から除外すべきものと考えております。つまり一時的な雨が降つたために湛水するといふやうな所は、湿田というよりはむしろ湛水地帯で、それは別途な考え方、つまり排水の、排水と申しますか、そのほうで救済すべきものじやないか、かように考えるわけでありまして、まあ一時的に大雨が降つたために水が溜まる、本来それでなかつたならば湿田ではなくて乾田になるべき所が、他のそうした治水の面において湛水を来たすといふ所はそのほうで解決すべきものと、かように考えております。

○三橋八次郎君 まあ只今のやうな湛水地帯でありますれば、それは治水のほうの問題でございまして、それと別のも、そういうやうな地帯はすでに菜種を作つておる所もありまして、又所にありましては麦を作つたり、緑肥を作つたりしておる所も見えらうでございまして、稲作期間中でもなお排水をしなればなりませんので、地下水が高くて稲の活着が悪いといふやうなことで、當時稲作期間中排水しなければならぬといふやうな所が現在存在しておるわけでございます。そういうやうな地帯はまあ劣悪条件と言ひますと、経費が非常に高つて、まあ大部分の米の生産費はそのほうに取られてしまふといふやうな、こういうやうな状態のところがあるものでございまして、湿田地帯といたしましては、こういうやうなことを十分に考えて頂きませんと、恐らく十分な救済はできないと思ひます。そういう、湛水地帯でなくて、そういう湿田地帯の排水にたくさん金がかかるというやうな、そういう地帯に対する御考慮はどういうことになつておりますか。

○衆議院議員(青木正君) 湛水地帯でなくて、湿田地帯といふ地帯につきましては、私は当然この法律の適用内と、かように考えるわけでありまして、然らば湿田とは何ぞやという定義の問題になりますと、お手許に差上げた書類にもあります、一応は書いてあります、なか／＼現実問題として、例えば常時水が飽和状態以上にあると、然らば一カ月ぐらゐ湛水しておる所はどうかという問題になると思ひます。あります、そういう湛水田のどういふ地点を現実に取上げて行くかといふことは、審議会において諸般の事情を勘案し、現実にも調べて、各府県からの書類等につきまして、現実をきめて行くはかないんじやないか、ただ口で簡単に書類に書きましておるに湿田の定義といふものを下しまして、現実問題になりますとそこはよほど慎重にきめておかないと……それはこの審議会の議決によつて湿田地帯をきめて行く、かように考えております。

○三橋八次郎君 そのもう一つお尋ねしたいことは、この法律の適用によりまして、湿田を乾田にしますところの施設が整備ができたといひまして、この法律のある間はよろしいとしても、この法律の効力を失ひましてからと、機械の方面の修理でございまして、或いはその機械を運搬するために要するにいろいろな費用といふものが非常に嵩張りまして、法律の効力がなくなると同時に、今まで辛うじて二毛作をやつたものは又一毛田に転落すると、こういうやうな事態が起り得ると思ひます。そういう場合には、それを防止するといふ何か構想がございまして。

○衆議院議員(青木正君) 他の治水、或いは排水の場合と同じやうな考えに立ちました当初の施設につきましては、こうしたこの法案によつて救済する、それからその後の経済的な問題は、一般的に農林行政として助成すべきものは助成し、保護すべきものは保護して行く、かように考えております。

○三橋八次郎君 この法律の目的に、「農業技術の改善を最も効率的に行ふ」といふやうなことがあるのであります、先ほど一部分のことにつきましたはお伺ひしたのでござい

作地域を中心といたしますところの地域試験場を中心として基礎的な改良が或る程度成果を見ますれば、逐次これを各県の試験場に對しまして主として應用的な試験をしまして、主として試験研究と普及とを、これを相並行して進めて参りまして、その地方々々の実地試験と当該県の試験場がタイアップいたしまして、それに改良普及員が加わりまして、実地応用試験を速かにやり、又得ましたところの成果をこれを速かに普及に移すということにいたして参らなければならぬと思つてあります。或いは乾田になりましては、灌漑につぎましては、作付体系或いは栽培技術等につぎまして、土壌の變化に即応する試験も併せてやる、こういうような考え方、それ、實地に即しまして地域と県と普及員とが一緒になりまして、できました試験研究を速かに普及に移す。こういうことを眼目といたして参らなければならぬ、こういうことを考へております。

○三橋八次郎君 低位生産地ということにつきましては、改良局のほうで長い間お世話になつておりました、いろいろな原因による低位生産地の実態がおわかりだと思つておりますが、確かに低位生産地に相違はないのであります、その他まだあの成績によつて見ますと、たくさんあるものがあると思つてあります、それらに對しまして順々にこういうような特殊法を作りましてやつて行かれるつもりであるかどうか。あの低位生産地の調査というものをどういうふうに実際に活かして行くつもりであるかということ、その御計画がありましてお知らせを願ひたい。

○政府委員(青木正君) 只今御指摘になりました通り国といたしましては相当経費を支出いたしまして、全国各地につぎましていわゆる低位生産地の原因別調査をいたしたわけでありまして、細かい数字は只今手許に持つておりませんので申上げられませんが、まあその中にいろいろの原因もございまして、或いはここに取上げましたような排水不良の問題とか秋落酸性或いは特殊土壌といふ、分れておりました、或る一定の成績が出ておるのであります。私もどなたもいたしましてはこれらの問題につぎまして、無論一通に取上げれば結構なものであります、まあ予算等の都合もありまして、差当り効果の速な適切なものから実施いたしたい、そういうような考え方からすでに秋落水田と酸性土壌に対する耕土培養事業を実施しておるのは御承知の通りであります。又更にアカホヤ等の特殊土壌地帯においても年度当初から調査を実施するといふふうに考へておるのでございまして、私もどなたもいたしましては調査のその数字に基きまして、新たな工作といたしまして、それぞれの土壌に適應するところの施策を構じまして実施いたして参つたのでございまして、只今取上げておりましたのが今申上げた二つとアカホヤの調査といふことにいたしておりました。これ又相当年月を要しますので、まあその技術が秋落水田並びに酸性土壌の調査が完了した時におきましては、どういふふうなものを取上げるかということ、そのときのいろいろの事情によりまして進めて参らなければならぬ、こういうふうに考へておるわけでありまして、只今のところは右申しま

た耕土培養事業と、いわゆる土壌改良を一つの重点といたしまして、推進いたしたい、こういうふうな現状でございまして。

○三橋八次郎君 この法律の予算を十分にかけまして、やはり改良効果の華がかることははつきりしていると思つております、要するところは、国でどれだけの予算を出して、この法律を運用して行くかということにかかつていると思つております、先ほど岡村委員からお話がありましたように、急傾斜地帯につぎまして、折角の法律ができて、予算が不足で十分の成果を挙げることができない。特に五カ年という期間をきめられております。併し法律に關しましては十分にその期間内に効果の華がかるような予算の裏付けがなかつたらこれはできないと思つてございまして、折角の法律ができて、華がからんとすることは甚だ遺憾なのでございまして。この法律案の施行に予算、及びその予算の措置といふことにつぎまして、おわかりになつてい

る範囲内でお示し願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(青木正君) 農林省のほうで一応お考えになつておりますのは、この法律によつて五カ年間に経費百二十億程度支出いたしまして、増産効果が百五十万石弱といふことに一応の計画は進んでいるようであります。明年の予算につぎましては、まだこの法律が通りませんので、この法律のためといふことで交渉をしていくわけではな

いのですが、一応二十億程度のものは、これが通つた場合に法律で見られる。この法律が通りましたならば、更に大蔵省に交渉して二十億プラス・アルファといふ数字を獲得したいといふようなことを事務当局のほうでは考へているようでありまして、私もそれはアルファをできるだけ多くして頂くように、単に二十億といふことでなしに、アルファを多く取れるといふように、側面から協力いたしたい、かように考へていく次第であります。

○東隆君 私は二、三お伺ひしたいのですが、この灌漑田が単に水田ばかりを意味しているものかどうか、それで且つ地下水の高い田畑を意味しているのか、どういふのか伺ひたい。

○衆議院議員(青木正君) この法律の対象としては、一応灌漑田で、田になつていくわけにございまして、併し現実の灌漑田といふものは、その田の周辺の計画を設定する場合には灌漑田それ自体を解消するためには必要じやないか。つまり全体の地下水の關係上灌漑田になつておりますところは、当然その周辺の畑といふものも包含して改良計画を立てるべきものだ、かように存じているわけでありまして。

○東隆君 そうすると、この改良をする田地の大きさ、そういうようなものが何か制限があるわけですか。

○衆議院議員(青木正君) 田地の大きさは、これは本来から申しますれば、私も制限すべきものじやない、かように考へるのであります、ただ補助の対象といたします場合に財源の關係もありまして、又これはまあアメリカの占領時代からの話でありまして、いわゆる公共性、国の補助する場合は公共性の問題等もありまして、やはり他の法律の場合と同じように、現

実問題とすると、或る程度制限を加へるべきで、御承知のごとく現在積算法等では二十町歩が単位になつておるわけでありまして、併し二十町歩というのは、余りにも日本の零細農業から見まして広過ぎますので、私もどの希望といたしましてはこれをもう少し狭くすべきである。このことはこれは審議会で決定することになつていくわけでありまして、衆議院の農林委員会におきまして、そのことを強く希望が申しまして、附帯決議としてその点に觸れまして、できるだけ適用範囲を狭い区域に及ぼすべきだ、こういう委員会としての意思表示をいたしているわけであり

○東隆君 そうすると、仮に二十町歩以下でもいいと思つております、それ以上はこれはやれるわけですね。

それでは、私はもう一つ別な問題ですが、今水田開作といふ問題が非常に行われていくわけですが、それは水田の一部を畑にして、そうしてそこに飼料作物を栽培するとか、或いは畑作物の栽培をする、そういうことをやることによつて水田は非常に収益を上げる。それから開作をして水田連作をやります、それからその次にそこに水田にするために生産が上がる、こういうようなことは恐らく家畜なんかを導入されて来れば、ますます、そういうことが上つて来ると思ひますが、その場合に地下水の高いところは当然これはこの法律によつて直して行かなければならぬ。そういうような場合に私は当然中に入れるものとすれば二毛作をなし得る、こういう限定で以ていふ、な畑にすることができ、こういうふうな

観点から考えたほうがいいんじゃないか、こうまあ考えるわけですか。そういう面はお合みになりませんか。

○衆議院議員(青木正君) お話の通りであります。二毛作というものが土地の利用率二〇〇%行けば二毛作になるわけですが、それが水田としての二毛作にすることがその立地条件

か、又農業経営の農家の立場から見て、農業経営上稲作と裏作という行き方で行くのがいいのか、或いはそうでなしに行つたほうがいいのか、これはそれ／＼の場合によつて違ふと思うのであります。これは私個人の考えになりませんが、私は前から、埼玉ですけれども、埼玉の水田地帯にいわゆる水田略農というようなことを常に主張している一人でありまして、単に裏作の小麦、菜種というような考え方でなしに、お話のように、水田の一部を乾田化して一年にそれを牧草というような考え、こうしたこともこれはこの法律の問題でなしに、別問題かと思ひますが、そのほうにつきましては私は農業改良局あたりで強力に指導をしてもらいたい、かように考えているわけでありまして。私も提案者の気持としては、従つて単に従来のやり方の二毛作でなければならぬというような考えは毛頭持つていないわけでありまして。

○東隆君 この法律を見ますと、この計画を立てるのは市町村長、それから都道府県、それから農林省と、こういうことになっておりますが、これを執行する場合に第十條ですか、「都道府県その他の者が実施するものとする」と、こう書いてあるのですが、このその他というのは広汎ないろいろな団体

等その他を指しておると考えますが、その中身はどんなものですか。

○衆議院議員(青木正君) 御指摘の通りであります。土地改良、その他いろいろそうしたものが……。

○補見議員 数点質問申上げたいのですが、委員会の予定は何時頃までやる予定ですか。

○委員長(山崎恒君) 委員会は皆さんの御希望によつて……。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて。○補見議員 土地改良の問題で、提案者の青木さん初め、皆さんがた非常に御熱心にお考えになり、そうして又こういう法律案を提案されたことに對しては非常に敬意を表すものであります。若干の点について疑義がございますのでお尋ねをいたしたいと思ひます。

大体岡村さんから先ほど御質疑になりましたことに関連をし、又それを敷衍しでの質問になることが多いと思ひますが、先ほどお述べになりましたように、この法案において低位生産地と言ひますか、過田を二毛作可能なようになつて、いわゆる土地の生産条件を整備するということをして国の仕事としてお考えになつておられることは、これは誠に結構だと思ひます。よくわかるのであります。同時に現在食糧増産について非常に緊急を要するところである、申上げるまでもないことなんでしょうが、国の財政がなか／＼これを許さないといふことで、我々のこれ以外のいろ／＼の要望に對しても、その予算が政府としては計上せられておられない

といふのが実情なんでありまして。従つてできるだけ資金を効率的に利用するといふことが、食糧増産の観点から言つても、やはり例外でなく必要だと思ふのであります。そこで先ほど岡村さんからもお話があつたこととありますが、現在乾田であつて、而もなお裏作が行われておられない地域が、全国的に言へば相当あると思ふのです。その全国的に言つてみて乾田でありながら裏作が行われておられない面積といふものは、一体全国的でどのくらいあるのだろうか。と同時にその地帯における、単作に終始して裏作が行われない理由は、農業経営上の観点からか、或いは価格政策上の観点からか、或いは事情に基いてそういうふうになつてゐるのか。と同時にそういう地帯に對して増産の観点から、或いは経営合理化の観点から二毛作或いは三毛作というようなことに對しての政府の奨励助長の方策がどういふふうに行われておられるのか。この点をこれはむしろ政府のほうにお聞きしたい。お伺いする理由は、最初にも申上げたように、生産条件を整つておる所でないといふ事情を放置しておいて、而も一方で間口だけを放つて貴重な予算をそのほうに使うといふことは、将来のために非常に結構なことかも知れませんが、差当つてこの五年間或いは十年間に増産を期して、できれば食糧自給も圖つて行くといふ際においては、特に我々としても留意しなければならぬ問題だと思ひますので、その点を先ず最初にお伺いしたいと思ひます。若し資料がなかつたら資料を整えて、これは別に書き物でなくても結構なんです、お調べ

頂いて、今若しわからなかつたらお調べ頂いて、できたときにお答え頂ければ結構だと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今の、乾田でありながらも事実そこに作付が行われないところの面積、並びにその事情等につきまして御質問があつたのであります。只今資料の準備不足をいたしておりますので、数字等に亘りまして又準備でき次第お答え申上げたいと思ひます。確かに御質問の点は非常に重要な点であると思ひます。現在におきまして、この乾田でありながらもなお裏作をせずに放置しているといふ所が相当あるのじやないかと私考えておるのであります。その原因につきましてもいろいろ考えられるわけでありまして。只今すでにその原因につきましては御指摘があつたのであります。恐らくこれはその経営農家の努力の点からみて、ここに手を着けたくてもつけられないといふこと、或いはもう一つ、これは価格等も関係いたすのであります。土壌条件等或いは地勢、氣候等の関係で、どうしてもこれが実際にできないといふようなことが、それ／＼事情によりまして相当これは具体的にいろいろ原因があるかと思ふのであります。土壌条件等のために、或いは多少過田を乾田化した場合と同様に、相当酸性の土壌だとか、或いは特殊な肥料要素が不足しておるといふようなことのためにこれが放置されておるといふ所におきましては、一方耕土培養対策も実施いたしておきますので、そのほうの問題としてこれは解決をして参らなければならぬのであります。尤もこれは都合によつて作付けられて行く作物の価格等によつて引合ふかどうかといふ問題もみんなあると思ひますが、私もいたしましては、価格問題と関連を持ちつつ、土地そのものの肥料条件の改良というところに先ず以て手を着けた施策を講じて行かなければならぬと、こういうふうにお考えをしております。又急傾斜その他の地勢の問題につきましては、これは又別個の措置によりまして地勢条件を緩和する方策を講じて行かなければならぬと、こういうふうにお考えをしております。又経営条件が不良、特に労働不足といふ場合におきましては、ここに畜力なり機械力なりを入れられれば入れて行くといふことも考へて参らなければならぬと思つております。差當つて畜力、更に進んで機械というやうなものも入れまして、でき得るならば人力不足をそれによつて合理化して、こういうようなことも考へまして、一年を通じての作付け対策等について総合経営を指導して参らなければならぬと、こういうふうにお考えをしております。要するに問題は年々、それぞれ原因なり理由によりまして、その理由に即応する適切な方策を立てて行かなければならぬのであります。それにつきましてはすでに御承知の通り試験研究機関も整備いたしておられますし、又その試験研究を新たに実地に即応する現地応用試験を担当いたしておられますので、現地の事情を十分勘案いたしまして、それ／＼に即応をする地域に適切な原因を探索した上で指導をやるというこのほかの方法はないのであります。その裏付となる試験研究といふものを助成して参りまして、それ／＼現地に即応した施設を講じて行かなければならぬと、こうい

うふうに考へておる次第であります。
○補見義男君 私になぜ今申上げたよ
うなことについて資料をお願いしてお
るかと申すと、実は政府が食糧自給強
化の計画をお持ちになり、明年度以降
において大々的にやろう、こういう計
画を立てておられることについて、非
常に期待をしておる一人でありませ
うが、同時に、あちこち旅行をし
て至る所で見るとは、常習畑田でな
い乾田でありながら、今頃であるとか
何かが裏作が行われておるべきにかか
らず、実は行われておらないところを
至る所で見るとおるべきであります。従
つて、一方で五六年計画或いは十一年計
画といふものを立て、それに多額の金
を投じて、現在至る所で見るとおるよ
うな情勢であるならば、机上プランは
達成されるけれども、実際は目的は達
成されないといふことを非常に、今か
ら実は心配し過ぎるようでありませ
けれども、実はこの点を非常に心配し
ておるものなのであります。従つて、そ
れにはやはり五六年計画ができ、或い
はこういう法律が実施されるに當つて
は、少くともその前に現状をしつかり
と把握して、そうしてその対策を併せ
て講じておかないと、折角計画が立て
られ、或いは法律が制定されても実は
無意味とは申しませんが、当初狙つた
効果の半分も達せられないと、こうい
うことなんでありませうから。従つて先
ほど申上げたように、現状を的確に把
握し得るようなものをお示し頂き、或
いは御説明をして頂きたいというのが
最初に申上げた質問の趣旨なのであり
ますから、どうかそういうふうにお願
いしたいと思います。
それから次の点であります、これ

も提案者よりはむしろ政府のほうにお
聞きしたほうが適當かと思ひますが、
実は私は最近、極く四、五日前であ
りますが、こういう特殊立法の功罪につ
いて具体的に、或る地方で町村の当局
者から非常にまあ不平と言ひますが、
かたれたことかあるのです。それは
特殊立法がいろいろできて、非常に結
構なように宣伝をされる。同時に、同
じようなやり方ですな、従つて、村で
先ず計画を立て、それが果に行き、そ
うして或いはものによつては中央に行
く、折角一生懸命になつて皆が集ま
り、そうして或る程度金もかけて計画
をした。ところが年度末になつてもな
んの音沙汰もない、年度が明けても実
は金は来ない。こういうことで、折角
提案者としてはいろいろよい法律を、
この法律も私は非常に結構な法律だと
は思ひますがけれども、よい法律を作つ
ても、その法律が若しその他の関係か
らして一向に実行されない、むしろそ
の結果国民からは非常に怨望的にな
つておる、これが現実の特殊立法の姿
だと思ふのであります。事実先ほど申
上げたように、つい四、五日前に地方
の或る町村の当局者からそういうこと
を非常に不平を私に述べられて来たこ
とがあります。これはむしろ国会の責
任じゃないかといふふうな非難までさ
れて参つたような直接の経験から、特
にそういう感を深くするのでありま
す。そこでお伺ひしたいことは、農林
関係で特にこういうふうな土地関係の
問題に關連した特殊立法ごとに、本年
度の予算がどういふふうに取り立て
られるのか、或いは補助がどういふふう
に取られるのか、この点をお示し頂き
たいのです。

○政府委員(清井正君) 私のほうの分
についてちよつと資料が不足いたして
おりますので、正確な点は又改めて御
説明申し上げます。私も極めて実は金
額は少いのでありますが、積雪寒冷地
帯の法律の法律に基づきまして、主とし
て取つておりますのは種子対策の關係
であります。菜種、原種園は共同育苗
園、共同育苗園の關係は積雪寒冷地帯
のためだけに取つております。それか
ら一部農機具の展示施設がございま
す。これは各改良普及員の駐在してお
ります駐在地区に必要な動力農機具を
展示いたしまして、農民の普及に資し
ておるような次第でございませう。菜種
の共同育苗園、それから農機具の共同
施設、それから紫雲英の共同育苗園、
少くともその三つは積雪寒冷地帯の法
律に基いての施設といふふうな考えら
れたらと思ふのであります。なお足ら
ぬ点は後ほど御説明申し上げたいと思
ひます。
それから先国会で実現いたしまし
たアカホヤ地帯と申しますが、いわゆ
る特殊地帯対策でございませうが、これ
につきましては、現在アカホヤの新し
い土壌改良施設を講ずることになつて
おりますが、本年度は差当り補正予算
で調査費だけを計上しております。本
年度は補正予算で以て調査費だけを計
上いたしております。

○補見義男君 金額はどのくらいであ
りますか。
○政府委員(清井正君) ちよつと調べ
ましてからお答えいたします。
○説明員(小川孝君) 二十七年年度の予
算で特殊立法關係はというお話でござ
いませうが、二十七年年度の補正予算で取
れましたものについて申し上げますと、
御承知の通り単作地帯の指定を追加い
たしまして、この区域に対する予算が
二億三千八百万円、次に急傾斜地帯に
つきましては、土地改良事業につきま
しては八千万円、防災關係について六
千万円、合計一億四千四百万円であり
ます。そのほかに、特殊土壌地帯につ
きましては防災關係についての補正予算が
出ておりますが、額をちよつと今覚えて
おりません。
○補見義男君 ついでに現在のそうい
う特殊地帯における補助の補助率です
ね。それからいろいろ計画を立てる計
画の樹立費といふものが、そういうもの
のに対する補助金のようなものが若し
あれば、そういう金額はどのくらいに
なりませうか。
○説明員(小川孝君) 補助費でござい
ますが、積雪寒冷地帯の補助率は、灌漑排
水につきましては、四割乃至五割で、
耕地整理、暗渠排水、客土につきまし
ては三割、農道につきましては二割で
ございませう。それから急傾斜地帯の補
助率につきましては、農道が三割、農
道につきましては四割であつて、特別
な場合については五割まで出したい、
こういうふうな考へております。な
おこれに対する計画費でございませう

が、今申しました補正予算に見合う直
接の計画費は、特別に計上してござい
ませう。
○補見義男君 そうするといふと、各
特殊地帯でですね、これと同じように
町村、或いは県で委員会を設けて先ず
計画を立てて、そうして下から上へ持
つて来る。その計画樹立に關する費用
といふものは、特殊地帯においては補
助しないのですか。
○説明員(小川孝君) 私からちよつと
御答弁申し上げることはできませんで
すが、御了承願ひます。
○補見義男君 それではお調べになつ
て下さい。そこで一応ずつと何うこと
だけは伺つて、あとで資料その他で、
できれば補完をして頂きたいと思ひま
す。これはまあ提案者に伺つたほうが
いいの、政府のほうから若し御答弁
があれば政府のほうからでも、どちら
でも結構なのですが、第二条のこの湿
田であるために農地としての利用率が
低くて、農業生産力が劣つて居る地域
を含む都道府県の区域云々であるので
すが、これは全国でこれに該当しない
県がありますかどうか。それだけ先ず
最初にお伺ひいたします。
○説明員(小川孝君) 湿田のない県は
ございませう。
○補見義男君 そうすると一応全国
で、提案者から先ほどお話があつたよ
うに、法律の建前としては、その積寒
地域も入りませうけれども、実際上はこ
れが除外されるという御説明があつた
のですが、そうすると積寒地帯以外の
県は全部これの対象になる、こうい
ふふうに見えていいわけですね。
○説明員(小川孝君) お説の通りで
ございませう。

○補見義男君　そこでその時間的の問題について一応の見通しをお伺いするのですが、この法律で行くと、先ず農林大臣がこの湿地単作地域というものを指定して、それからそれを府県に通知し、そうして府県の中における市町村が計画を立て、それを湿地単作地区ということ、県から指定され、それをすべて集めて県が農林省に持つて行き、農林省が全体を睨んで、そうして更に湿地単作地域における計画を承認する、こういう順序になるようにこの法律になつておるのですが、私はこれで行くと、大体早くて一年以上、一年くらいはかかると思うのですが、大体執行されるのはすでに政府において執行されるわけですが、この法律が施行されてからそういう決定をして、そして予算等を要求するという段取になるのですが、予算の要求とかいう段取になる前の、全体の計画というものができるまでには、どのくらいの時間がかかるかと踏んでおられますか。

○説明員（河井大治郎君）　補見委員のお話にございましたように、この順序をそのまま踏んで参りますならば、お話をうな時間がかかると思ひます。そこでこの法律の施行の時期はいつと考へているかというお話でございますが、施行の時期といたしましては、国会の議決がありましたならば、施行をいたしたい。そこでそれでは実施上どうなるかという点のお尋ねだと思ひますが、実は積雪寒冷の問題にいたしましても、やはり同様の問題があるわけでございます。そのほかの特殊立法につきましても、同様の問題があるわけでございます。全面的に今実施ができませんので、今そういう地帯を、一方においては国が地域を定め、それをずつと下まで参りますまでに計画が地方で用意されておるといふうな行き方をいたしまして、合はしておるようなことになつております。運用上……。

とがあつたのじやないか。ところが今その河井さんからお話のようなことであるならば、それは法律に基くうな計画もなしに、実は全体の計画にやなしに、予算というものがあつて、そしてたまたまこれが施行されて、そしていいものからどん／＼やつて行くということになる、全体的に見て重点度をきめてやつて行くという見方からすれば、それはちよつと趣旨に反するといふと言葉が言い過ぎであります。不十分な点があるといふことが一つ、もう一つはそういうことであるならば恐らくそれは法律如何にかかわらず、予算が取れているといふことが前提だから、そうなればこういう法律を作ることによつて、予算が取りやすいといふ一つの理由も、又そこでは逆のことを説明せられていられるようにも了解されるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○説明員（河井大治郎君）　特殊地帯の計画が定まつて、それに基いて予算が計上され、その特殊地帯における実施をもとにしての予算が組まれてやるべきであるといふことは、やはり筋としてはそうあるべきだと思ひのであります。実際内容として実施をいたしますものは、この法律にも書いてございしますように、内容自体は土地改良のほうについて申しますならば、土地改良法でやります事業の一部であります。実はこれは変らないわけでありまして、そこで計画が、土地改良のほうで土地改良区を作るといふ予備審査等ですつと出て参ります。そういう希望に對して補助の地区を決定して参るという形が今とられていられるわけでありまして、こういう計画が出て参りますならば、やはりそういう地帯においてやりやすことが、効率がやはり高くなるといふことが考えられますもので、そういう地区を選んでやはり実施にはめ込んで行く、こういう措置がとられると思ひますので、法律のこの書いてあります順序の趣旨から申しますならば、相当準備期間をおきまして実施をいたすことが、法律の条項から言いますならば、当然のことでございます。ところが、内容がそういうことになつておりますので、その内容を実現いたしますには、その計画ができましたところを取上げて重点的に実施して行くといふことができる、かように考へております。

○補見義男君　これはこういうことを申し上げていいかわかりませんが、先ほど来、先般も提案者のかたがざつ／＼に述べられていたところを聴取しまして、こういうような法律を作つて、そして他の特殊立法と肩を並べてやらなければならぬ、予算がすぐ取れない、別の言葉で言へば、こういう法律によつて、これは適當な言葉じゃありませんが、大蔵省に強く當つて行くといふような意味も相當あつたように思ひます。その意味は、結局全国的には權威のある審議會を作り、そして具体的にその計画で、その審議會で以て地区或いは地域の農業改良計画というものを検討し、そしてその權威の下に大蔵省に強く當つて行く、まあこういうことだろうと思ひます。ところが今の御説明ですと、土地改良の一部として、實際問題としては施行されるということであるならば、その土地改良の一部として施行する場合においても、これはアトラ

良の現在の補助の選定にいたしましては、も経済効果その他を測定いたしましてやつてやるわけでありまして、アトラダムにやつてやるわけではございませぬけれども、やはりこういう計画が立つて参りますならば、全体の予算の中で先ずそういう地点に重点的にそれを振向け、なお且つこの予算を基といたしまして、現在計画されておる或いは食糧の自給のための十九年を見通した計画から言へば、繰上げとこういうになるかも知れませんが、そういうものをプラスになるように繰上げて行く。それから補助の内容においても、急傾斜地帯等の例のように、これを足場といたしまして強化されるというふうな効果と申しますか、効果があると思ひますし、又さうに運用の面においては努力をいたさなければならぬ、かように考へております。

○楠見義男君 先ほどこの計画がめぐらされてから、その計画が農林大臣によつて承認されるまでの間の時間的長さの問題について御質問したのですが、その質問の趣旨はこれは二つの点にかかつてゐるのです。これは或いは提案者の青木さんにお伺ひしたほうがいいかと思ひますが、一つの点は、先ほど来お聞き及びのようなことで、先ず中央で一応きめてそれを県に流し、県が市町村に流し、市町村から県、そして又農林大臣、このように往復するわけでありまして、従つて少くとも全国的に言へば一年では私にはできないと思ひますが、そういうことをやつてうちに肝心の本体の食糧自給促進法というものが、政府のたび／＼の言明から言つても、この次の国会、即ちもう明年早々には出て来るので、

できればこれは個人の意見でありますけれども、こういう特殊立法は積弊地帯も含めて、そういう総合的な立法ができたときには吸収されて然るべきじゃないかと、まあこれは個人の意見としては持つてゐるのですが、従つて時間的な点から行けば、そういう点からしてどういふふうにお考えになつてゐるかという点が第一点。それから第二点の附則の二項に關係した問題なんです、これは昭和三十三年三月三十一日まで、即ち会計の年度で言へば昭和三十三年年度で効力を失う、こういうことになつてゐます。ところが本格的に大蔵省にこの法律に基いて強く予算を要求するということになれば、恐らく二十八年度には間に合はずに、二十九年度、早く行つて二十九年度にやらせんと考へる。そうしますと三十二年度までの間に四年しかないと、

ところが先般の前回の御説明によると、灌漑排水による要改良面積二十二万町歩、それからその他の土地改良を要する面積四十八万町歩、その他農道等を入れて大体その二つの一を五年間で達成しようというこの法律の狙ひであるように承つたのですが、そうしますと五年間というものは実はこの法律の關係から行くと、今申上げたやうな実際の動きから言へば一年間足りないのじやないか。むしろ昭和三十四年三月三十一日まででないか五年間の達成がでないのじやないか。五年計画といふものをお考えになつておるようだけれども、実は四年……そこで当初の百二十億の予定の金を五年で割るやうなつもりであるとするれば一年分だけ不足しやせんかという問題、その二つの点がちよつと計画の實際の達成の時間的

のズレと言ひますが、長さとこの法案の狙つておられるところ、或いはこの法案についての御説明を伺つた結果から見てちよつと疑問が起つたのです、その点はどうでしょう。

○衆議院議員(青木正君) 事務担当のほうのいろいろ事務的な問題もあらうかと思ひますが、提案者として私の気持ちを申上げますと、実は私は先ほど申上げたやうに埼玉でありましたが、埼玉県の実情について私がいろいろ聞き質したところによりますと、先ほど来御質問のありました二毛作に於いて原因についていろいろ調べてもできておるのではありませんが、労働力の不足によるもの、又価格の問題等いろいろなものがあるやうであります。が、そうした調べるのときにやはり湿地地帯として早く解消しなければならぬというやうな調べる各県……恐らく埼玉ばかりでなく、各県でもできておるのじやないか。そこでこういう法律ができて、これによつて湿地対策をやるといふことになれば、県のほうの計画としては少くとも下準備のことはすでに了承してきておるのではないかと。この農林省で調べた数字も急速に県のほうへ照会して、それから県から直ちにできて来たわけでありまして、そこまで数字ができておるやうなもので、運用如何によりますればその点はまあ……何とかが行くのじやないか、結局どこかの地区を指定してどこから取上げて行くかといふやうなことは審議会において決定……審議会の意見を十分徴して農林大臣がきめるわけでありまして、審議会におきましてそうした点におきましては過ちのないやうに、そして又急速にこの法律の目的を達せ

られるやうに当然考慮すべきものと考へるのであります。五年にしては短いのではないかと、お話のやうな時間的なことを考へますと、成るほど予算の面、それから又なお話の途中で私自身も考へたのであります、おおよそ土地改良の問題につきましては、農業の性質から見まして田植の時期、或いは田の草取りの時期はできないのでありますから、やる時期といふものは恐らく秋から春先までしかできないのであります、そういう点を考へると五年の程度が實際は一年ずれて来るのではな

いかといふことも成るほどお話を伺つておると言かれて来るのです。併し一面におきましては食糧増産計画が五カ年間で一応の計画が立つておるやうなもので、先ほど申上げましたやうに県のほうの準備も相当進捗しておるかと思へます。五カ年計画に合せて審議会において五年でなしに逐げるやうに審議会においては舵をとつてこの目的を達成すべきものであり、又事務当局でもそういうふうな一つ御意見を願ひたい、これが私の考へであります。

○楠見義男君 五年間の問題は、一応今の青木さんの御説明の趣旨はよく了承いたしました、私は実は先ほど申上げたやうに食糧自給促進法といふものとの関連から見ている、御質問申上げた、或いは意見に亘るやうなことを、甚だ恐縮ですが、申上げておつたのであります、そういう全体の食糧自給促進法とも関連せしめずに、この法案だけを見るとすれば、二分の一だけを五年間にするとかといふやうなことではなしに、できれば全部の土地について必ず生産条件を整備するといふ観点、これは国でやるべきだといふやうな観点からするならば、二分の一に限定する私は必要はないのじやないか。そうなれば年限の点は十年がいいのか、或いは五年間で全部させるのがいいのか、或いは年限といふものを書かないほうがいいのか、少くとも年限をそういうふうな五年間を限るとすれば、別の面から言つて丁度食糧自給促進法と同じやうに、併しこれは法案がまだできておりませんから具体的に申上げられませんが、併し別の機会にいろいろ伝えられておるところ、或いは又農林大臣がこの委員会においてお述べになつたところに徴すると、あの特徴は具体的に面積の数字が出て、そしてこれを五年間にやる、こういう点に実は特徴があつたと思ふ。

一応自給促進法と切離して考へ、それを前提として申上げるのですが、折角生産条件を整へるといふ強い意気込でやりになるとすれば、なぜ五年間にこれだけの湿地、半湿地の生産条件を整備するのだという具体的な数字をお掲げにならないか。私は実はこの程度なら結局今までの急傾斜地その他の問題と同じやうに、一方では法律ができたのだからその金をよこせ、それに対して岡村さんが先ほどお述べになつたやうに、これはお前が勝手に作つたのだから、国の財政といふものとの相談なしに作つたのだから、ない袖は振れない。而もこれにも予算の範囲内といふやうな明らかなに敵に武器を与えるやうな文句がはつきりしておるのです、が、そうなつて来ると、これは甚だ適当な言葉ではありませんが、計画だけは非常にいい、或いは題目だけは非常にいいが、実行に關する確保、担保といふものが伴つておらない。従つてこ

これは一律一体、他の特殊立法と同じような弊に陥る、こういう心配がある。そこで要約しますと、なぜ具体的にこれだけの面積を五年間にやるのだということをお書きにならないか、この点をお伺いしたい。

○衆議院議員(青木正君) 五年間にきめるというのをおかしな話であります。が、半分だけというのは確かに御指摘のようでありまして、併しこれを解決するために急いでやらなければならぬ。ただ漫然とやっておりますのも効果果が挙がりませんので、一応の目途として少くとも五年の間に半分だけ解消すると、こういうことをはつきりしたほうがいいのじやないかといううな意味から五カ年間という一応の目途として五年を区切つたわけでありま。然らば残りの半分は放つて置いてもいいかということ、これはおのずから別でありまして、五カ年間過ぎましたら、そこで法律の効果等を見まして更に一定の法律といううなものが出て来るのじやないかと思ふのであります。それから又後段お述べになりました問題につきまして、はつきり面積を或いは附則と申しますか別表か何かに掲げてこれだけのものをやるということも、確かに政府に義務付けてみて効果的だとも言えると思ふのであります。併しそうするためにはもつとコンクリートによく調べませんと法律に響きますのは相当数字まではつきり出すということとはなか／＼急速には間に合わないのじやないかといううなことから、別表に作るということはどうかというように考へております。

○補見義男君 今の最後におつしやつた点は、私は提案者としては御遠慮に

過ぎてゐるように見受けられるのですよ。というのは、千七百五十万石を五年間にやる場合の食糧計画は、恐らくこれはあだおるそれから数字じやなしに、的確な数字に基いてやられておると思ふのです。その同じ役所で、その一部分をここに別記されたと思ふので

す。従つて私は再三申上げるように、特殊立法の特殊立法たるゆえん、特にそれが尊重されるゆえん、尊重すべきゆえんのものは、いい加減な財政の許す範囲で、それは一億でも財政の許す範囲だ、或いは千億円で財政の許す範囲だという限りでないこと、而も五年という附則で限られておる、平仄の合わない、一方はがっちりとして一方はどうなるかわからないという、こういうことでは、実は特殊立法の意味がないものじやないか。今までの特殊立法と違つて、自然に単作化地帯の改良が飛び抜けてやつぱり必要で、やらなければならぬという熱意があればあるだけ、それは計画というものをはつきり出さなければならぬ。その計画は今、甚だ失礼ですけれども余りに御遠慮に過ぎてゐるのじやないかという気がするので。尤も立法ができた場合に、それが予算的な拘束力が、予算編成を政府においてすべき拘束力があるかどうかという、憲法上の問題は、これはございいます。併し人によつては違ひますが、私個人としては、まあ唯一の立法機関であり、そして政府はその法律を執行する義務を負うてゐるので、従つてその法律が国会において制定されれば、政府としてはそれは私は立法すべき、いや執行すべき憲法上の義務があると思ふ。その義務が執行されないという場合の政府の責任と

申しますか、これはまあ別の問題なんです。従つてこれはまあ個人の意見に亘つて甚だ恐縮なんです。が、やる以上はそれまでやらないと、結局他の法律と同じような弊に陥り、而もさつき具体的個人の権威、個人というよりむしろ国会の権威についての非常に恥かしい非難を町村当局あたりから受けてゐるのと同じ轍を踏んで、我々はそういう轍は踏むまいということと同く心に決めたのが、又その轍を踏まなければならぬということ、どうも我々良心的に堪へがたい苦痛なんです。従つてやるには、やつぱり計画をはつきりしてやる必要があるのじやないか。これは私意見になりますけれども、申上げたいのです。

○衆議院議員(青木正君) お話の点、私も実はこの法律でありませんが、利根川の総合開発問題に、一度審議未了になりましたが、あの法律をい／＼と研究したときに、同じような考えを持ちまして、やはりあの計画をちやんと立ててそうして政府に義務付けなければいかんと。ところが御指摘のやうないわゆる予算編成権の問題、それから財政法上の継続費の問題といううなことが、まあ今日は継続費も法律を作れば差支えありませんが、ああいうアメリカの考え、又経済情勢の変動の場合等から経費が取れないといううな場合などもありましたし、そういうことから、本来から申しますれば、私も補見さんの御意見と全く同じであります。こうした計画については、ちやんと計画を立てて、而もできることならば継続費として先のことまで義務付けるといふことは、そこまで行かなければいかんといふことは、全く御意見の

通りで同感なんでありまして。而も今まで私が経験しました相当他の立法の場合から考えまして、それを直さなければいかんといふお話であれば誠に御尤もであります。今までの慣行上と申すか、財政の許す範囲内において、やらなければいかんという漠とした義務付けじやおかしいじやないかということとは全く同感なんです。が、他の立法例等もありますので、従来のやり方に従つた。併し我々提案者の気持としては、食糧自給体制なくして日本の独立達成といふことはあり得ないのです。限られた日本の土地から生産力を上げるといふことは、こうした問題をやら

ねばいかん、その気持が、十分に我々の気持がこの法律によつて達成できるかどうか。その点に御指摘のあつた疑問もありまして、又その結果農民に不満を与へては申訳ないと思ふのであります。併しながら私もいたしましては、政府当局を鞭撻するばかりでなく、今議会においてそうした点について法の目的が達成できるように、折角の努力をお願いしたい、かように今議会にその点の期待をかけておるわけでありまして。

○補見義男君 継続費の点は、これは私見に亘りますけれども、こういう法律の体裁であるならば、継続費の問題を云々することは実はナンセンスなんです。というのは、毎年度予算の範囲内でどうなつておりますから……。ところが伝えられるような食糧自給促進法のようなものであるならば、これは五年間にこれだけのことをやるということになつて来るから、当然法律上継続費の問題を規定せざるを得ないし、又規定しなければ、その法律というものは

は実は片端な法律になる。従つてそういう意味から、食糧自給促進法案が狙つておると同じようなあの法律ができて、そういうことができてこの法律ができないといふことは、事の輕重の問題はありますけれども、併し狙ひは食糧自給で同じなんです。従つて継続費の問題はこれは計画を容れて、そうして継続費の問題を持出すというのが私も筋だと思つてゐるのです。これは私見に亘りますからその程度にします。

次に政府のほうにお伺ひしたほうがいかに思ふのですが、こういう法律をやる場合に、戦争中からもそうなんです。第一次から第五次までの食糧増産計画というものが毎年立てられて。そうして、実行されている。実は経済効果の測定といふことをちつとやつておられたために、結論としては計画では日本の生産が五割も六割も伸びるやうな計画が立てられる。而もそれに必要な金が投ぜられたにかかわらず、終戦の年には、明治の中葉三十年代のやうな計算になつてゐるというは、当然の問題ですけれどもそういう変なことになつたわけなんです。この場合の経済効果の測定といふものをどういうふうにしておやりになるお考えか。それは何か御腹案でもございまいしうか。

○説明員(河井大治郎君) 現在補助を採扱いたしますには、経済効果をかなり厳密に測定をいたしまして、序列をつけてゐるわけでありまして。そこでこの法律が施行されることになりましてもやはりそういう経済、効果の測定は厳密にすることが必要と思ひます。それがせい／＼生産地の改善といふこと

で、経済効果を、或いは無視してその当面の補助だけがあるというふうな、ことで事業を実施いたされましますならば、先刻来お話が出ておりましたように後日になつて非常に農民が迷惑するといふふうなことになるわけでありまして、そういう点についてはやはり十分にその効果を考慮いたしまして、その計画を実施せしむるということが必要だと思つております。實際やつておりますことについて今日までその成果が十分に示されないものでこの法律をやつても、又そういうことを繰返すであろうといふお話しだと思つておりますが、これはまだ食糧自給法がどういふ形になりますか、はつきりいたしませんけれども、そのほうの案として今日考へておりますことの成果を確保して、その責任と申しますが、効果というものを明確にして行くといふことを非常に強く考へておるわけでございます。そういう意味においていへば、な方法でここ兩年來土地改良をやりましたものについての實際の効果といふものの測定もやつてみております。それと今度新しく採扱いたしますものについても机上でいろいろやりましますものと比較して、それを修正と申しますか、補完して行くといふふうな行き方をとつておるわけでございます。同じような考へ方がこの法律の運用に當つても考慮いたされる。かように思つております。

○楠見義男君 その点はどういう土地改良をやつた結果についての、経済の効果の具体的な測定ですね、これは例えば国会なら国会に報告するとか、そういう義務付けるような必要はないのでしょうか、青木さん。

○衆議院議員(青木正君) これはまあこの法律に限らず全般的な問題と思ひますが、食糧自給促進法がどうなつて来ますか、まあそういうのができれば、或る程度義務付けるといふこともまあ必要とも考えられますが、併しなかなかこう、それ／＼の土地の状態が違ひますので、法律ではつきり言へるかどうか、今までの経験から申しますと、例えば排水改良で三斗の増収とか、いろいろ資料を農林省が大分詳しく調べておるようでありまして、それを一応基準にして、私もそれを信頼して、この法案を考へたのであります。

○楠見義男君 私も実は非常にいろいろ細かく伺つたり、或いは多少意見に亘るようなことを再々申上げて恐縮なんです、まだ緑風会としてはこういう法案についての態度はきまつていないし、まだ相談をしておらないのであります、併し概括して申し上げますと、こういう特殊立法はやめてもらいたい、成るべくやめてもらいたい、できれば今までできた法律でもこれを整理したいというのが、これが緑風会としては偽わらざる多数のかた／＼の意見なんです。それであるだけに、それを代表して出ておる我々農林委員としては、提案者がここで御経験になる以上の経験を我々会に帰つたらしなければならぬそれだけに従来の特許立法とどこか飛び抜けて違つた特徴付けた点が欲しいと思つていろいろ聞いておるわけです。いづれまあ緑風会としてもこれについての態度はきめるだろうと思ひますが、最後にこれは私は委員長にお願いなんです、再々他の委員からもお述べになり、又本目私から

も申上げたのですが、問題は予算の關係、而も法律で以て大蔵省を突つづく、それに対しては大蔵省からの反撥がある。こういうことが今までの特殊立法の経験して来た事例なんです、それに付いても私はこの法律案については一応大蔵省側の意向も聞いてみたと思つております。従つて本日であれば結構、若しなれば次回に大蔵省の關係の向きをお呼び頂きたいと思ひます。

○委員長(山崎恒君) では非常に御勉強を願ひまして……、では本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会